

注:本資料は Deloitte & Touche LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的  
なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

### 目次

- ・ イントロダクション
- ・ ロードマップ案および受領したコメント・レター
- ・ SEC スタッフのワーク・プラン
- ・ 米国の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否かに関する懸念
- ・ 米国の財務報告システムに IFRS を何時、どのように組み入れるかに関する懸念
- ・ IFRS に関する次のステップ
- ・ 付録

## IFRS への道は建設中である

### 米国証券取引委員会 (SEC) は、米国発行体についての IFRS 適用を前進させるためのワーク・プランを公表した

本日の委員会声明は、単一のグローバルに認められた会計基準に対するサポートを再確認し、さらなる調査および分析が必要とされる問題を記述して、現在から 2011 年までの間に起こるに違いない事象を示している。.....この目的を達成するために、私たちは、スタッフにワーク・プランを開発し、遂行するよう指示している。2011 年に、事実の収集およびワーク・プランで示された分析の結果を踏まえ - そしてコンバージェンス・プロジェクトが完了したと仮定して - 委員会は、米国公開会社の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否かを決定する。  
- SEC 委員長 メアリー・シャピロ

### イントロダクション

2010年2月24日、SECは、公開会議において、高品質のグローバルに認められた会計基準の単一セットの開発に関して強いコミットメントを表す声明<sup>1</sup>の発表を、全会一致で可決した(リリース Nos.33-9109;34-61578)。投資家、会社および市場の活動がますますグローバルに展開するにつれ、高品質のグローバルに認められた会計基準の単一セットの使用は、クロス・ボーダーの資本形成を促進し、投資家が世界中の投資機会に関する十分な情報に基づいた判断をするために必要な比較財務情報の提供をサポートするであろう。委員会は、国際財務報告基準(IFRS)が、米国の市場における基準のセットとして、最良のポジションにあることを確認した。また、SECは、米国発行体についてIFRSを財務報告システムに組み入れることが米国の投資家および市場のためであるか否かの決定における次のステップの概要を示した。

委員会声明は、FASBとIASBのコンバージェンスの取組み、および両審議会の現在のタイム・テーブル(すなわち、2011年まで)に従った取組みが完了することの重要性を強調している。<sup>2</sup>この目的は、SEC委員長メアリー・シャピロ氏の発言「FASBとIASBの現在のコンバージェンス・プロジェクトは、米国発行体によるIFRSの使用の最終ルーリングがなされ得る前に成功裏に完了しなければならない。」と一致する。

コンバージェンスの強調に加え、委員会声明は、現行の財務報告環境の著しい変更の結果として生じている、多くの構造上、運営上および移行における問題を認識している。したがって、委員会声明は、SECに対するコメント・レターにおいてハイライトされた懸念のうち特定の分野を取扱う「ワーク・プラン」<sup>3</sup>の遂行をSECスタッフに指示している。ワーク・プランの目的

<sup>1</sup> 「コンバージェンスおよびグローバル会計基準の支援における委員会声明」

<sup>2</sup> 「FASB及びIASBはメモランダム・オブ・アンダースタンディングへのコミットメントを再確認する FASBとIASBのジョイント声明」(2009年11月5日)を参照する。

<sup>3</sup> 「米国発行体について国際財務報告基準を財務報告システムへの組み入れることの検討のためのワーク・プラン」

は、委員会が米国発行体による IFRS の使用に関する十分な情報に基づいた判断を行うのに必要な情報を委員会に提供することである。

ワーク・プランが遂行され、および FASB と IASB の現行のコンバージェンス・プロジェクトが完了した後に、委員会は米国の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否かの決定を行う。委員会声明は、IFRS 採用についての SEC2008 年ロードマップ案<sup>4</sup>(以下の議論参照)のタイム・ラインに沿って、この決定が 2011 年に行われることを示唆している。委員会声明は、2011 年に SEC が米国発行体について IFRS を財務報告システムに組み入れることを決定した場合、そのようなシステムの下での米国発行体報告を 2015 年より前には求めないことに依り、十分な移行期間が認められると述べている。

SEC は、IFRS の米国の採用に関する最終的な日を提示しなかった一方(提示を期待する者もいた)、委員会声明は、主要 20 ヶ国(「G20」)<sup>5</sup>のリーダーによって支持された目標である、世界中のすべての主要な市場における、高品質のグローバルに認められた会計基準の単一セットの使用に向かう活動における前進である。SEC は、この目標を達成するために行う多くの基礎作業を依然として有しているが、委員会声明およびスタッフのワーク・プランは、米国発行体について IFRS によることへの前進へのコミットメントのレベルを明らかに示している。

委員会声明は、世界中のすべての主要な市場における、高品質のグローバルに認められた会計基準の単一セットの使用に向かう活動における前進である。

「Heads Up」本号は、以下を提供する。

- ・IFRS 採用についての SEC2008 年ロードマップ案の簡潔な背景、および提案に対して受領したコメント・レター
- ・IFRS を米国の財務報告システムに組み入れることを検討するための SEC のワーク・プランの構成要素の記述
- ・SEC がそのワーク・プランを完了した時点で予想される次のステップの議論
- ・ワーク・プランの要約表(付録)

## ロードマップ案および受領したコメント・レター

米国発行体による IFRS の使用を議論する公式の委員会は、前回 2008 年 11 月に開催され、米国発行体による IFRS の使用に関するロードマップ案が公表された。デロイトの「Heads Up」2008 年 11 月 17 日号で議論されているように、このロードマップ案は、それを達成した場合には、2014 年に開始する IFRS への強制移行へと導く、いくつかのマイルストーンを設定した。ロードマップ案はまた、2009 年 12 月 15 日以後終了する事業年度から、財務諸表作成に IFRS を使用する早期使用の選択権を特定の米国発行体に与える規則変更案も含んでいた。このロードマップ案の公表は、多くの関心呼び、その結果、投資家、発行体、規制当局、基準設定者、学会、ならびに会計、法律および他の専門家の代表を含む利害関係者の広い範囲から 200 通を超えるコメント・レターが寄せられた。

SEC は、受領したコメントを徹底的に分析し、提供された洞察から得られた情報を、将来のワーク・プランを開発するために利用した。回答は、一般的に、高品質でグローバルに認められた会計基準の単一セットを有する目標を支援するものであった。しかしながら、米国における IFRS についての最良アプローチに関しては、異なった見解(例えば、コンバージェンス 対 全面的なアドプション)があった。IFRS の成熟性および完全性、グローバル会計基準の設定プロセスの独立性、関係者が適切に準備するために必要なタイム・フレーム、および移行コストのような、他の構造上、移行上、および運営上の問題が、留意された。

## SEC スタッフのワーク・プラン

ワーク・プランは、米国の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否か、何時組み入れるか、およびどのように組み入れるかの決定に必要な情報を委員会に提供するために SEC スタッフが遂行する、デュー・デリジェンス活動の詳細なセットを設計する。この目的を達成するために、ワーク・プランは、SEC のロードマップ案に対するコメントでハイライトされた、

<sup>4</sup> 「米国発行体による国際財務報告基準に従って作成された財務諸表の潜在的な使用についてのロードマップ」

<sup>5</sup> 例については、ピッツバーグ・サミット(2009 年 9 月 24 日と 25 日)からの指導者声明を参照する。

懸念の次の6つの分野を取扱っている。

1. 米国の国内財務報告システムについて IFRS の十分な開発および適用
2. 投資家のベネフィットのための基準設定の独立性
3. IFRS に関する投資家の理解および教育
4. 会計基準の変更によって影響を受ける米国の規制環境の調査
5. 会計システムの変更、契約上の取決めへの変更、コーポレート・ガバナンスの考慮、および訴訟の偶発性を含む、発行体(大きい者と小さい者の双方)への影響
6. 人的資源の準備度

最初の2つの問題は、米国の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否かの SEC の決定に関連する情報に焦点を当てている。後の4つの問題は、潜在的採用をいつ、どのように行うか(タイミングおよび範囲)に焦点を当てている。ワーク・プランは、新しい情報または進展についてさらなる修正に服しており、SEC スタッフは、公表するプログレス報告書の提供を遅くとも2010年10月から開始し、それ以降、ワーク・プランが完了するまで頻繁に行う。

懸念の各分野について、ワーク・プランは、SEC スタッフが実行するレビューにおける検討事項および特定の活動項目を示している。懸念の各分野の検討は、以下で詳細に議論されている。特定の活動ステップの詳細なリストに関しては、付録を参照されたい。

委員会声明およびワーク・プランは、いかなる特定の採用日または移行方法を含んでいない。

**編集者注:**委員会声明およびワーク・プランは、いかなる特定の採用日または移行方法(例えば、全面的な変換、基準単位での段階的組み入れ、継続的なコンバージェンス)を含んでいない。さらに、2009年12月15日以後に開始する期間についてロードマップ案に提示されていた早期適用選択は、撤回された。しかしながら、委員会声明は2011年の最終決定における早期使用選択についての可能性を残している。これらの問題の決定は、ワーク・プランの遂行の一部として受領した情報に基づいて行われる。

## 米国の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否かに関する懸念

### IFRS の十分な開発および使用

委員会が米国の財務報告システムに IFRS を組み入れるか否かを決定する前に、IFRS が十分に開発され、使用されているか否かを最初に決定する。この決定を助けるために、SEC スタッフは、IFRS が包括的で、監査可能であるか、および強制可能であるか、ならびに管轄内および管轄に渡って比較可能性が認められるかどうかを分析する。評価される懸念の一つは、IFRS が開発されず、米国会計基準よりも長期にわたって経済事象を反映しないことである。例えば、ワーク・プランは、IFRS が、特定の分野(共通支配および資本再構成取引の会計処理など)、および特定の業種(公益事業、保険、採掘産業、および投資会社など)における幅広いガイダンスを欠いていることに留意している。もう一つの懸念は、IFRS におけるより少ない詳細および規範性のあるガイダンスが、監査人および規制当局についてチャレンジを創造する可能性がある。IFRS が米国会計基準より柔軟性があるため、財務情報の比較可能性を低減させる、適用の多様性がまた、生じる場合がある。

**編集者注:**委員会は、FASB と IASB のコンバージェンス・プロジェクトが、IFRS の将来のルール・メイキングにとって重要であり、包括性に関する懸念を部分的に取扱っている、と述べている。しかしながら、コンバージェンスは同一の基準を意味する必要はないことを留意する。むしろ、コンバージェンスは、主要なテクニカルの問題を取扱い、両基準を共に近付ける取組みである。コンバージェンスの取組みの完了時における米国会計基準とIFRSの間の差異は最小化されるが、コンバージェンスが結果として米国発行体の IFRS への変換およびIFRS 自体となるわけではない。

### 基準設定主体の独立性

SEC はまた、IASB が投資家のベネフィットのために十分に独立しているのかも評価する。最近の事象は、市場の混乱の結果として、基準設定主体に重大な圧力が及ぼされ得ることを証明した。スタッフは、IASB のファンディングおよびガバナンス構造が、独立した基準設定

最近の事象は、市場の混乱の結果として、基準設定主体に重大な圧力が及ぼされ得ることを証明した。

プロセスをサポートしているかどうか分析する。特に懸念は、IASB が、商業的および政治的な圧力からの独立を証明し、同時に適切なデュー・プロセスを通じて投資家に対する説明責任を維持して、投資家にベネフィットのある高品質の会計基準を開発できるか否かである。

ワーク・プランの一部として、SEC スタッフは、IFRS 財団<sup>6</sup>の監視、IFRS 財団および IASB の構成、IFRS 財団のファンディング、ならびに IASB の基準設定プロセスを検討する。これらの問題の検討において、スタッフは、IFRS 財団が、IASB の独立した機能をサポートする安定的なファンディング・メカニズムを確保できるかどうかを調べる必要がある。特に、SEC スタッフは、IFRS 財団に対する米国の寄付について、可能性あるファンディング・メカニズムを調査する。加えて、SEC スタッフは、IASB の基準設定プロセスに対する、投資家の関与の程度、適時性、客観性を分析する必要がある。

## 米国の財務報告システムに IFRS を何時、どのように組み入れるかに関する懸念

### 投資家の理解および教育

高品質の会計基準のグローバル・セットのベネフィットは、投資家がそれらの基準の完全な理解を有した場合にのみ実現されるであろう。多くの分野における米国会計基準と IFRS の差異のために、SEC スタッフは、投資家の IFRS に関する現在の理解と精通を検討し、どのようにさらに教育されるかを検討する。投資家が追加的な教育を必要とする範囲は、IFRS に移行する範囲およびタイミングに影響を与えるであろう。

### 規制環境への影響

IFRS の採用が規制環境にもたらす影響はまた、IFRS の採用の範囲、方法およびタイミングに影響を与える場合がある。SEC スタッフは、SEC がその使命を遂行する方法へのその影響だけでなく、業界規制、税金問題（例えば、棚卸資産の会計処理方法である後入先出法 (LIFO) の使用）、財務報告にリンクされている法定配当および株式買戻の制限、監査規制および監査基準の設定を IFRS へ調整する必要、ならびにブローカー・ディーラーおよび投資会社の報告についての潜在的な免除などの、規制環境の他の分野への影響についても検討する。SEC スタッフはまた、プライベート会社について IFRS の採用の影響を検証する。

委員会はまた、FASB の将来の役割に関する質問も取扱い、グローバルな会計基準設定活動における FASB の継続的で重要な役割について強いサポートを表明した。主任会計士であるジム・クローカー氏は、世界中の国の多くの会計基準設定主体が、それらの管轄における IFRS の採用の後にも活動を行っていることに留意し、ワーク・プランにおける活動は FASB の役割に対する理解を得ることを含むであろうと述べた。

### 発行体への影響

米国における IFRS の潜在的な採用の範囲およびタイミングは、IFRS に移行するために発行体により必要なコスト、取組み、および時間により、影響を受け得る。ワーク・プランの下で、SEC は、会社が会計システム、統制および手続、契約上の取決め、ならびにコーポレート・ガバナンスに関して、必要な変更の重大さおよびロジスティクスを評価する。SEC はまた、IFRS の下で訴訟関連の損失の偶発事象の認識についてより低い閾値に関連する法律上の問題も評価する。加えて、移行コストがより負担となり得る、より小規模な発行体への IFRS への移行の影響を評価する。

**編集者注:** 会社はまた、主要なコンバージェンス・プロジェクトを通じての米国会計基準の下でのガイダンスの今後の変更に基づいて、適切な会計システム、統制および手続、契約上の取決め、ならびにコーポレート・ガバナンスなどの問題も、検討しなければならない。リーシング、収益認識、金融商品、および財務諸表の表示のようなプロジェクトは、これらの分野における会社の現行の会計処理および報告を重要に変更する場合がある。

<sup>6</sup> IFRS 財団は、IASB 及び IFRS に関連する他の活動を監督する。加えて、IFRS 財団は、規制当局 (SEC を含む) および各それぞれの管轄における会計基準の採用および認識について責任を有するその他の政府権限により構成される、モニタリング・ボードへの説明責任を負っている。

## 人的資源の準備度

委員会は、ワーク・プランおよび FASB と IASB のコンバージェンス・プロジェクトが成功裏に完了した時点で、米国の財務報告システムに IFRS の使用を組み入れるか否かを決定するために必要な情報を有すると信じている。

IFRS への移行は、投資家、発行体、および規制当局に影響を与えるだけではないことから、SEC スタッフは、発行体(例えば、監査委員会、インベスター・リレーションシップ部門)、専門家、弁護士、外部監査人、規制当局(例えば、SEC スタッフ、PCAOB スタッフ)、州の資格認証機関、専門家団体、業界団体および教育者についての、教育およびトレーニングに関連した準備に関する検討事項を調査する。また、SEC スタッフはまた、外部監査サービスの利用可能性および監査の品質における、IFRS の採用の影響も調査する。

## IFRS に関する次のステップ

委員会は、委員会声明またはワーク・プランについてコメントを求めている。しかしながら、ワーク・プランにおけるスタッフの活動およびプログレスは、遅くとも 2010 年 10 月から開始し、完了まで継続的に頻繁に公表するプログレス報告書を提供することにより、透明的である。

委員会は、ワーク・プランおよび FASB と IASB のコンバージェンス・プロジェクトが成功裏に完了した時点で、米国の財務報告システムに IFRS の使用を組み入れるか否かを決定するために必要な情報を有すると信じている。この決定は、2011 年 6 月までの FASB と IASB のコンバージェンスの取組みの完了の現在の計画されたタイミングに基づいて、2011 年になされ、移行のために約 4 年から 5 年を認めるとすれば、米国発行体による IFRS の採用は 2015 年より早まることはないであろう。

2011 年に委員会が米国発行体について米国の財務報告システムに IFRS を組み入れることを可決する場合、その手続はルール案についての正式なルール設定のプロセスを通じて行われる。ルール案は、コメント募集のために公表され、SEC はルールの最終化の前にコメントを検討する。

**編集者注:** ロードマップは、3 年の比較情報の表示に関する SEC の現行の報告要求に関していかなる救済も提供しなかった。この従前の考えが委員会によって維持されていれば、米国発行体は、2013 年の財務諸表に関し IFRS 情報を表示しなければならない可能性がある。

SEC が提供するワーク・プランのプログレス報告書、および FASB と IASB がコンバージェンス・プロジェクトにおいて取組みを継続するので、追加のデロイトのコミュニケーションについて注意する。

## 付録

ワーク・プランに記載されている懸念の特定分野、検討事項およびアクション・ステップの概要は以下のとおりである。

懸念	ワーク・プランの検討事項	スタッフ・アクション
米国国内報告システムに対するIFRSの十分な開発および適用	IFRSの包括性	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSの包括性の範囲について分析する。とりわけSECスタッフは以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSがガイダンスを提供していない分野、または米国会計基準よりもガイダンスが少ない分野を棚卸しする。</li> <li>発行体、監査人および投資家が、実務において、これらの状況について現在どのように対応しているのかを分析する。</li> <li>発行体、監査人および投資家が、追加のIFRSガイダンスにより、最もベネフィットを受ける分野を識別する。</li> </ul> </li> </ul>
	IFRSの監査可能性および強制可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSの下で作成された財務諸表の監査可能性および強制可能性に関するデータを収集する。とりわけSECスタッフは以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSの下で作成された財務諸表の監査可能性およびIFRSの強制可能性に影響を与える可能性のある要因について分析する。</li> <li>IFRSの下で作成された財務諸表の統合的な監査およびIFRSの強制可能性に影響を与える可能性のある要因について評価する。</li> <li>IFRSの下で作成された財務諸表の監査可能性および強制可能性を改善するための、ならびに統合的な監査および強制を促進するための、可能性のある変更を識別する。</li> </ul> </li> </ul>
	管轄内および管轄に渡るIFRS財務諸表の比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSの下で作成された財務諸表が、管轄内および管轄に渡って、どの程度比較可能であることを分析する。とりわけSECスタッフは以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル・ベースでIFRSの下で作成された財務諸表の比較可能性の程度に影響を与える可能性のある要因を分析する。</li> <li>IFRSの下で作成された財務諸表が実務においてどの程度比較可能でない可能性があるか、および投資家がこのような状況にどのように対応しているかについて評価する。</li> <li>投資家に最大のベネフィットを提供するために、IFRSの下で作成された財務諸表のクロスボーダー・ベースでの比較可能性を改善する方法を識別する。</li> </ul> </li> </ul>
投資家のベネフィットのためのグローバルな基準設定プロセスの独立性	IFRS財団の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング・ボードの運営の分析および改善に関する分野の評価を含め、モニタリング・ボードがどの程度デザインされたように機能しているかについて分析する。</li> </ul>
	IFRS財団およびIASBの構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS財団およびIASBの構成が、投資家の最終的なベネフィットのための会計基準の、独立性をもった開発をどの程度促進しているかについて分析する。その分析には、IFRS財団およびIASBの構成の変更、および投資家の最終的なベネフィットのための会計基準の独立性をもった開発を行うIASBの能力に与える影響を含む。</li> </ul>
	IFRS財団のファンディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) IFRS財団のファンディング源がどの程度IASBの独立性を促進するか、および(2) IFRS財団に米国ベースの寄付を提供するための可能性のあるファンディング・メカニズムについて分析する。とりわけSECスタッフは以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ファンディング・アプローチの設定を統治する、評議員会の4つの特徴が適切か否か</li> </ul> </li> </ul>

懸念	ワーク・プラン の検討事項	スタッフ・アクション
		<p>を評価する。</p> <p>IFRS 財団のファンディング取決めに監視し、個々の組織からの自発的なファンディングが継続的に減少しているか否か、および安定的で独立したファンディング・プラットフォームが確保されているか否かを決定する。</p> <p>米国におけるファンディング・メカニズムの代替を調査する。</p>
IFRS に関する投資家の理解および教育	米国発行体の財務報告システムに IFRS を効果的に組み入れるために必要な、投資家の IFRS の現在の精通および教育上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IASB が、投資家の観点の優位性をどの程度促進するかについて(例えば、IASB の実務のレビューを通じて)調査する。</li> <li>● IASB が、発生した問題のタイムリーな解決とデュー・プロセスとをどの程度バランスするかを分析する。この分析には、デュー・プロセスを妥協することなく、タイムリーかつ効果的な方法で、発生した問題を解決する、IASB の能力を含む。</li> <li>● IASB の基準設定プロセスは、どの程度独立性があり、客観性を有するかを評価する。この評価には、最近の基準設定の取組みにおける IASB の独立性および客観性の十分性を評価するために、IASB の実務をレビューすることを含む。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS に関する投資家の理解をどのように促進するか、および会計基準の変更に関して投資家を教育するための既存のメカニズムを分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>米国の投資家の IFRS に対する現在の知識を理解し、発行体が財務報告システムに IFRS を組み入れるための準備の状況に関する調査を実施する。</p> <p>多様な投資家グループから情報を収集し、彼らがどのように会計基準の変更について自らで学んでいるか、およびそのタイミングを理解する。</p> <p>投資家の IFRS の理解および関連する教育プロセスを改善するための変更の実施に必要な、その範囲および方法、ならびに見積時間について検討し、可能性のある組み入れの前に、投資家が IFRS に対する十分な理解を有していることを確信する。</p> </li> </ul>
規制環境への影響	SEC が使命を遂行する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員会ルールおよび手続、ならびに会計基準設定および解釈における FASB の今後の役割に関する可能性のあるアプローチに対する影響について分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>IFRS の組み入れ前の変更の実施に必要な、その範囲および方法ならびに見積時間について識別するために、現在の委員会ルールおよび解釈ならびにスタッフ適用ガイダンスにおける会計基準および要求への参照を分析する。</p> <p>IFRS 組み入れが、もしあるとすれば、以下の 2 点にどのように影響を与えるかを検討する。(1) 委員会およびスタッフによる解釈会計ガイダンスの提供および会計基準の強制に関する特徴、方法または頻度。および、(2) 変更の実施に必要な範囲および方法ならびに見積時間。</p> <p>米国で使用される会計基準に関する FASB の継続的な役割に対するアプローチ、およびこれらのアプローチを実施するために必要な、その範囲および方法ならびに見積時間について分析する。</p> </li> </ul>
	業界規制当局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発行体が業界の規制要求を遵守することに対する影響について分析する。</li> <li>● SEC 報告の変更が、業界規制当局に与える影響について検討する。</li> <li>● 規制体制の可能性のある変更性、またはそこからの欠落に関する関係者の懸念について</li> </ul>

懸念	ワーク・プラン の検討事項	スタッフ・アクション
	連邦税および州税の影響	<p>分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連邦税法および州税法への影響、およびそのような規制の対象となる発行体について分析する。</li> <li>● SEC 報告の変更が、連邦および州の税務当局に与える影響について検討する。</li> <li>● 連邦税法および州税法の可能性のある変更、またはその欠落に関する関係者の懸念について分析する。</li> </ul>
	法定配当および株式買戻制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS の組み入れによる、発行体や投資家に関する、法律上の基準(例えば、会社の配当支払または株式買戻しの能力)に与える影響について分析する。</li> <li>● SEC 報告の変更が、この点について、州法に与える影響を検討する。</li> <li>● 州法の可能性のある変更、またはそこからの欠落に関する関係者の懸念について分析する。</li> </ul>
	監査規制および基準設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査基準設定および監査人の要求に与える影響について分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 IFRS の組み入れが、PCAOB 基準に与える影響について検討する。 監査基準の変更の実施のために必要な、その範囲および方法ならびに見積時間について検討する。</li> </ul>
	ブローカー・ディーラーおよび投資会社の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブローカー・ディーラーおよび投資会社の財務報告要求に関する可能性のあるアプローチについて分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 (1) IFRS の組み入れが、ブローカー・ディーラー、投資会社および投資家に与える影響(IFRS が十分な基準を含んでいるか否かを含む)を評価する。(2) ブローカー・ディーラーおよび投資会社が可能性のある委員会の決定の範囲に含まれている場合には、変更の引き受けに必要な、その範囲および方法ならびに見積時間について評価する。 ブローカー・ディーラーおよび投資会社が、可能性のある委員会の決定の範囲から除外されることの、投資家に与える影響について評価する。</li> </ul>
	公開会社 対 非公開会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国発行体による IFRS 組み入れが、非公開会社および監査人、ならびに投資家に与える影響について分析する。</li> <li>● 非公開会社にもたらされる実施に対応するために、変更を引き受けるために必要な、その範囲および方法ならびに見積時間について分析する。</li> </ul>
<b>発行体への影響</b>	会計システム、統制および手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国発行体の会計システム、統制および手続に与える影響について分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う予定である。 IFRS 組み入れを促進させるために、発行体の会計システム、統制および手続の変更の実施に必要な、その範囲および方法ならびに見積時間について決定する。 「安定的なプラットフォーム」の意味するところを検討する(発生した問題に対処する時間の長さおよび方法を含む)。</li> </ul>
	契約上の取決め	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約上の取決めに与える影響について検討する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 IFRS 組み入れによって影響を受ける契約上の取決めの種類、範囲および影響の受</li> </ul>

懸念	ワーク・プラン の検討事項	スタッフ・アクション
		<p>け方について評価する。</p> <p>影響を受ける契約上の取決めについて、懸念に対処するために、コスト、能力、計画および見積り時間の見積りを決定する。</p>
	コーポレート・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コーポレート・ガバナンス基準の遵守に与える影響について分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>コーポレート・ガバナンスに与える潜在的影響およびそれに関する IFRS 組み入れの懸念について決定する。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの懸念に対処するための可能性のあるアプローチ、およびこれらのアプローチを実行するために必要な範囲および方法ならびに見積時間について決定する。</p> </li> </ul>
	訴訟の偶発性の会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国の法環境下において、IFRS に基づく訴訟の偶発性に関する会計および開示要求に与える影響について分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>発行体、法律専門家および投資家と共に、IFRS に基づく訴訟の偶発性に関する会計および開示要求に関する懸念について議論する。</p> <p>IFRS に基づく訴訟の偶発性に関する会計および開示要求に関する懸念に対処するための可能性のあるアプローチ、ならびにこれらのアプローチを実施するために必要な範囲および方法ならびに見積時間について決定する。</p> </li> </ul>
	小規模発行体 対 大規模発行体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国発行体の財務報告システムに IFRS を組み入れることが、大規模発行体とは異なる形で小規模発行体に与える影響の程度、および変更を行う場合に必要な範囲および方法ならびに時間の見積りについて把握する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>IFRS 組み入れの影響が発行体の規模によってどのように異なるかを決定する。</p> <p>IFRS を導入する小規模発行体への過度の影響に関する懸念を緩和するためのアプローチ、およびこれらのアプローチを実行するために必要な範囲および方法ならびに時間の見積りについて決定する。</p> </li> </ul>
人材資源の準備	教育およびトレーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS 教育およびトレーニング・インフラストラクチャーの十分性、および必要な変更の範囲および方法ならびに時間の見積りについて分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>関係者における現在の IFRS の専門性のレベル、および IFRS の教育ならびにトレーニングのニーズの大きさについて評価する。</p> <p>将来における関係者のトレーニング計画を導入するために必要な範囲および方法ならびに時間の見積りについて検討する。</p> </li> </ul>
	監査人の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 潜在的な監査人の能力的制約について分析する。とりわけ SEC スタッフは以下を行う。 <p>監査の品質およびコストならびに監査事務所の集中と競合の影響を含む監査人の能力的制約に関する懸念を分析する。</p> <p>これらの懸念を緩和するための可能性のあるアプローチ、およびこれらのアプローチを実行するために必要な範囲および方法ならびに時間の見積りについて把握する。</p> </li> </ul>

## 登録

デロイト&トウシュの Accounting Standards and Communications Group が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための *Dbriefs*

*Dbriefs* へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイト&トウシュのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- コーポレート・ガバナンス
- FAS109
- 非公開会社
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- 財務報告
- リスクインテリジェンス

*Dbriefs* は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧くださいのうえ、*Dbriefs* にご参加ください ([www.deloitte.com/us/dbriefs](http://www.deloitte.com/us/dbriefs))。

弊社は以下の内容の 90 分のウェブキャストを予定しております。

- 国際財務報告基準: SEC 前進へ向けてのプラン (3 月 9 日)

上記のリンクより今すぐご登録ください。ウェブキャストの開始時間は午後 2 時 (東部標準時間) となっております。

## Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool

デロイト&トウシュはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。さらに、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。

登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

*Heads Up* は動向に応じて、デロイトの National Office Accounting Standards and Communications Group が作成します。本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務、またはその他の専門もしくはサービスを提供するものではありません。本資料は専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。デロイトは、本資料を信頼した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

本文書において、「デロイト」はデロイト LLP の子会社であるデロイト&トウシュ LLP を意味します。デロイト LLP およびその子会社の法的構成の詳細については [www.deloitte.com/us/about](http://www.deloitte.com/us/about) をご覧下さい。

著作権©2010 Deloitte Development LLC.  
無断複写・転載を禁ず